

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について（昭和62年12月議決）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年9月5日提出
三宅町長 森田 浩 司

三総 第427号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について（昭和62年12月議決）の規定により、工事請負契約の締結に関する議決の一部変更について、次のとおり専決処分する。

平成30年 7月10日

三宅町長 森 田 浩 司

- 1 議案番号 平成29年議案第45号（平成29年9月28日議決）
- 2 工 事 名 三宅町庁舎耐震改修工事
- 3 契約の相手方 奈良県奈良市藤ノ木台一丁目2番15号
大倭殖産株式会社
代表取締役 矢追家麻呂
- 4 変 更 事 項 変更前 契約金額 153,592,524 円
変更後 契約金額 156,261,960 円
- 5 変 更 理 由

【増額】

当初設計により耐震改修工事を進めた結果、庁舎壁の改修及び補修が必要であった為。